

令和5年第3回（6月招集）袖ヶ浦市議会定例会議案

袖 ヶ 浦 市

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	袖ヶ浦市税条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 2 号	袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	1 1
議案第 3 号	袖ヶ浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	1 3
議案第 4 号	袖ヶ浦市福祉作業所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	1 5
議案第 5 号	袖ヶ浦市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	1 9
議案第 6 号	令和 5 年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 7 号	農業委員会委員の任命について	2 3
報告第 1 号	市が出資又は債務を負担している法人の経営状況について（袖ヶ浦市土地開発公社）	2 4
報告第 2 号	令和 4 年度袖ヶ浦市一般会計予算の継続費繰越計算書について	2 5
報告第 3 号	令和 4 年度袖ヶ浦市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について	2 7
報告第 4 号	令和 4 年度袖ヶ浦市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書について	3 0
報告第 5 号	令和 4 年度袖ヶ浦市下水道事業会計予算の繰越について	3 2

議案第 1 号

袖ヶ浦市税条例の一部を改正する条例の制定について
袖ヶ浦市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 6 月 8 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）が公布され、個人市民税について森林環境税の導入に伴い賦課徴収に係る規定を加えること及び固定資産税について長寿命化に資する一定の大規模修繕工事が行われたマンションに係る課税標準の特例措置を講ずることとしたことなどに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市税条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市税条例（平成5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境

税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号中「によって」を「により」に改め、同項第3号を削り、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

17 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3中第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の3の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この

条例による改正後の袖ヶ浦市税条例（以下「新条例」という。）附則第 16 条の 2 第 3 項に係る部分を除く。） 令和 5 年 7 月 1 日

(2) 第 34 条の 9 第 2 項並びに第 38 条の見出し及び同条第 1 項の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定並びに第 41 条、第 44 条、第 47 条、第 47 条の 2 及び第 47 条の 6 の改正規定並びに附則第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び附則第 16 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条第 1 項並びに附則第 4 条第 1 項（新条例附則第 16 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。）及び第 2 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(3) 第 36 条の 3 の 2 の改正規定及び次条第 2 項の規定 令和 7 年 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の袖ヶ浦市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 36 条の 3 の 2 第 2 項の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき袖ヶ浦市税条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 4 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例第 82 条第 1 号エ及び附則第 16 条の 2 第 3 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 5

年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第15条の3の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第 2 号

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定
する。

令和 5 年 6 月 8 日 提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

地方税法施行令（昭和 2 5 年政令第 2 4 5 号）の一部が改正され、国民健康保険税に係る課税限度額及び軽減措置の対象となる世帯の判定所得基準が引上げられたことから、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市国民健康保険税条例（昭和47年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第23条第1項中「200,000円」を「220,000円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第3項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第4項、第5項、第7項から第10項まで、第13項及び第14項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の袖ヶ浦市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 3 号

袖ヶ浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
袖ヶ浦市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 6 月 8 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）の一部が改正され、スマートフォンに記録された電子証明書を用いた多機能端末機による印鑑登録証明書の申請に係る規定等が整備されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市印鑑条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市印鑑条例（平成3年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「第153号」の次に「。以下この項において「公的個人認証法」という。」を加え、「第22条第1項の利用者証明用電子証明書」を「第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書又は同法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「で、同法第38条第1項の規定による確認を受けることができるもの」を削り、「限る。）」の次に「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加え、「本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機」を「電子情報処理組織（袖ヶ浦市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成21年条例第1号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

袖ヶ浦市福祉作業所の設置及び管理に関する条例等の一部
を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市福祉作業所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 6 月 8 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 7 6 号）の施行により、関連法令等について所要の整備が行われたことに伴い、条文の整理を行うため、関係する条例の一部を改正するものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市福祉作業所の設置及び管理に関する条例等の一部
を改正する条例

(袖ヶ浦市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 袖ヶ浦市福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成3年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同号」に、「の法第19条第1項第1号」を「の同号」に改め、同条第3項中「係る法第19条第1項第2号」を「係る法第19条第2号」に、「利用している法第19条第1項第2号」を「利用している同条第2号」に、「の法第19条第1項第2号」を「の同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第

「第 19 条第 1 号」に改め、同号ア（イ）中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同号イ（ア）中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同号イ（イ）中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 15 条第 1 項第 3 号中「第 25 条」を「第 25 条第 1 項」に改め、同項第 4 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 20 条第 4 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改める。

第 35 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに」に、「法第 19 条第 1 項第 1 号又は」を「同条第 1 号又は」に、「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの」を「同号に掲げる小学校就学前子どもの」に、「法第 19 条第 1 項第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

第 36 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 1 号」を「同条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「係る法第 19 条第 1 項第 1 号」を「係る法第 19 条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「、「法第 19 条第 1 項第 1 号」を「、「同号」に、「法第 19 条第 1 項第 1 号又は」を「同条第 1 号又は」に改める。

第 37 条第 2 項及び第 39 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改める。

第 44 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 51 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」

に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「含む。）」と」の次に「、「同号」とあるのは「同条第3号」と」を加え、「なる法第19条第1項第1号」を「なる法第19条第1号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

袖ヶ浦市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
袖ヶ浦市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 6 月 8 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 1 4 年総務省令第 2 4 号）の一部が改正され、電気を動力源とする自動車等で使用する急速充電設備の全出力の上限が撤廃されたことなどに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市火災予防条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市火災予防条例（昭和46年条例第80号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に

設ける」に改め、同項第 1 2 号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第 1 3 号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第 1 6 号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第 1 8 号を第 1 9 号とし、第 1 7 号を第 1 8 号とし、第 1 6 号の次に次の 1 号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第 1 6 条第 1 項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第 2 3 条第 3 項を削り、同条第 4 項第 2 号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 7 に定めるものとしなければならない。）」を「健康増進法（平成 1 4 年法律第 1 0 3 号）第 3 3 条第 2 項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。）」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 第 2 項又は前項第 2 号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第 7 0 1 0 号又は日本産業規格 Z 8 2 1 0 に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第 7 0 0 1 号又は日本産業規格 Z 8 2 1 0 に適合するものとしなければならない。

第 2 3 条第 5 項中「前項」を「第 3 項」に改める。

別表第 7 を次のように改める。

別表第 7 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 1 条の 2 第 1 項の改正規定及び次項の規定は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 11 条の 2 第 1 項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の袖ヶ浦市火災予防条例（以下「新条例」という。）第 11 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 23 条第 3 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される健康増進法第 33 条第 2 項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 23 条第 2 項又は第 3 項第 2 号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第 23 条第 4 項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第7号

農業委員会委員の任命について

袖ヶ浦市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月8日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

記

氏名	住所	生年月日
あかさ たかあき 赤佐 享亮		

提案理由

袖ヶ浦市農業委員会委員小倉哲也氏が令和4年5月9日をもって辞任したため、新たに赤佐享亮氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものである。

報告第1号

市が出資又は債務を負担している法人の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、市が出資又は債務を負担している下記法人の経営状況を説明する書類を作成したので、これを報告する。

令和5年6月8日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

記

袖ヶ浦市土地開発公社

報告第2号

令和4年度袖ヶ浦市一般会計予算の継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和4年度袖ヶ浦市一般会計予算において設定した継続費について継続費繰越計算書を調製したので、これを報告する。

令和5年6月8日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

令和4年度袖ヶ浦市一般会計予算 継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源	繰越金	地方債
3.	1.	障害福祉計画 策定事業	円 4,114,000	円 1,646,000	円 1,646,000	円 1,645,600	円 400	円 400	円 400	円	円	円	円

報告第3号

令和4年度袖ヶ浦市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書
について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和4年度袖ヶ浦市一般会計予算において設定した繰越明許費について繰越明許費繰越計算書を調製したので、これを報告する。

令和5年6月8日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

令和4年度袖ヶ浦市一般会計予算 繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源	
					既収入	未収入	特定財源				一般財源
					特定財源	国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
円	円	円	円	円	円	円	円	円			
3. 民生費	1. 社会福祉費	介護保険サービス事業所整備事業	165,290,000	165,290,000			165,290,000				
3. 民生費	1. 社会福祉費	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業	45,794,000	30,800,000		30,800,000					
3. 民生費	2. 児童福祉費	公立保育所施設等管理事業	1,000,000	1,000,000						1,000,000	
3. 民生費	2. 児童福祉費	私立保育所等運営費等助成事業	2,400,000	2,400,000						2,400,000	
4. 衛生費	1. 保健衛生費	ガウラパパママ応援ギフト事業	119,225,000	116,343,458		90,562,000				25,781,458	
4. 衛生費	2. 清掃費	ごみ処理施設長寿命化事業	5,940,000	5,940,000						5,940,000	
7. 商工費	1. 商工費	中小企業支援事業	6,104,000	6,104,000		4,000,000				2,104,000	
8. 土木費	2. 道路橋梁費	舗装修繕事業	67,243,000	67,243,000		33,550,000		27,400,000		6,293,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			その他	
						国庫支出金	県支出金	地方債		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
8. 土木費	2. 道路橋梁費	三箇横田線建設事業（I期1工区）	8,437,000	8,437,000						8,437,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	橋梁長寿命化修繕事業	32,977,000	21,530,300		10,890,000		7,900,000		2,740,300
8. 土木費	4. 港湾費	千葉港整備事業地元負担金	15,638,000	15,637,500				14,000,000		1,637,500
10. 教育費	1. 教育総務費	車両維持管理費	200,000	200,000						200,000
10. 教育費	2. 小学校費	小学校管理工事費	8,311,000	8,311,000		2,040,000		5,000,000		1,271,000
10. 教育費	3. 中学校費	中学校管理工事費	15,191,000	15,191,000		3,595,000		11,500,000		96,000
10. 教育費	4. 幼稚園費	車両維持管理費	600,000	600,000						600,000
10. 教育費	5. 社会教育費	山野貝塚保存活用事業	3,971,000	3,971,000						3,971,000
10. 教育費	6. 保健体育費	臨海スポーツセンター管理事業	2,068,000	2,068,000						2,068,000

報告第4号

令和4年度袖ヶ浦市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書
について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定
により、事故繰越し繰越計算書を調製したので、これを報告する。

令和5年6月8日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

令和4年度袖ヶ浦市一般会計予算 事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					一般財源	説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源			その他		
									国庫支出金	県支出金	地方債			
10. 教育費	5. 社会教育費	施設管理事業	542,300	円	円	542,300	円	円	円	円	円	円	円	市民会館大ホール棟空調制御盤修繕について、海外の部品供給不足の影響により、部品調達に日数を要し、年度内に完了することが困難となったことによるもの。

報告第5号

令和4年度袖ヶ浦市下水道事業会計予算の繰越について

令和4年度袖ヶ浦市下水道事業会計予算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和5年6月8日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

令和4年度袖ヶ浦市下水道事業会計予算 繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	下水道総合地震対策事業	円 39,350,000	円	円 39,350,000	円 15,735,000	円 23,500,000	円 115,000	円	円	・国の令和4年度当初の交付金事業の組換えを行い、令和5年度に繰り越して実施するため、年度内に支払義務が生じなかったため。
		ストックマネジメント事業	円 63,360,000		円 63,360,000	円 25,680,000	円 37,400,000	円 280,000			・詳細設計によりマンホールポンプ等の更新内容の変更及びスケジュールの見直しを行ったため。 ・国の令和4年度当初の交付金事業の組換えを行い、令和5年度に繰り越して実施するため、年度内に支払義務が生じなかったため。
合 計			102,710,000		102,710,000	41,415,000	60,900,000	395,000			